

2024介護報酬改定・鳥取介護サービス算定一覧

2024年3月吉日

訪問型サービス・単位数（2024年4月～）

サービス 内容略称	回数等	算定項目	2021年 4月改定	2024年 4月改定
訪問型サービス	週1回程度	1ヶ月の提供回数が4回までの場合	268	287
		1ヶ月の提供回数が4回を超えた場合	1176	1176
訪問型サービス	週2回程度	1ヶ月の提供回数が5回から8回までの場合	272	287
		1ヶ月の提供回数が8回を超えた場合	2349	2349
訪問型サービス	週2回を超える場合	1ヶ月の提供回数が9回から12回までの場合	287	287
		1ヶ月の提供回数が12回を超えた場合	3727	3727
訪問型サービス	20分未満	20分未満で主に身体介護を行う場合	167	163
訪問型サービス	高齢者の目線にたったサービス内容	生活援助が中心20分以上45分未満	—	179
		生活援助が中心45分以上70分未満	—	220

※上記網掛けは鳥取市令和6年度検討中

訪問介護事業所の処遇改善加算（2021年4月～2024年5月）

算定項目	加算内容
訪問介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の13.7%加算
訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の6.3%加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の2.4%加算

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日にて終了。

訪問介護事業所の処遇改善加算（2024年6月以降）

算定項目	加算内容
訪問介護処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の24.5%加算

訪問介護事業所の体制加算（2024年4月以降も継続）

算定項目	加算内容
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算

高齢者虐待防止措置未実施減算

算定項目	加算内容
高齢者虐待防止措置未実施減算	上記の訪問介護費に対して-1%

業務継続計画未策定減算

算定項目	加算内容
業務継続計画未策定減算	上記の訪問介護費に対して-1%

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用

初回加算

サービス内容略称	算定項目	2021年 4月改定	2024年 4月改定
初回加算	初回1回に加算	200	200